

報道関係者各位

令和7年11月14日  
照会先  
岐阜労働局労働基準部賃金室  
室長 中家 直樹  
賃金指導官 加賀 勝仁  
電話 058-245-8104

### 特定（産業別）最低賃金を改正します

岐阜労働局長（原田浩一）は、岐阜県内の特定（産業別）最低賃金を下表のとおり引き上げる改正決定を行いました。

なお、改正発効日は令和7年12月21日の予定です。

| 件名                     | 最低賃金額（時間額） |        | 引上げ額 | 引上げ率  | 改正発効日<br>予定    |
|------------------------|------------|--------|------|-------|----------------|
|                        | 現行額        | 改定額    |      |       |                |
| 岐阜県自動車・同附属品製造業<br>最低賃金 | 1,057円     | 1,117円 | 60円  | 5.68% | 令和7年<br>12月21日 |

上記件名の特定（産業別）最低賃金は、県内の対象業種の事業場で働く基幹的労働者約1万7千人に適用されます。適用業種、適用除外労働者の詳細は、添付資料2をご参照ください。

なお、現在、岐阜県最低賃金の額（時間額1,065円）が特定最低賃金の額を上回っているため、令和7年10月18日以降は岐阜県最低賃金が適用されています。

また、「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」は今年度改正決定を行いませんので、岐阜県最低賃金が引き続き適用されることとなります。

- 添付資料
- 1 特定（産業別）最低賃金の推移
  - 2 岐阜県で適用する最低賃金一覧表